

保 険 2 (損害保険) 問 題

1. 次の各文章の空欄に適当な語句を挿入せよ。(10点)

- (1) 損害保険会計における「諸手数料および集金費」は、代理店手数料、(①)、集金費および(②)を処理する勘定科目である。
- (2) 支払備金をその見積り手法によって分類した場合、(a)個別見積法、(b)算式見積法、(c)(③)、(d)予定損害率または予測損害率による見積法の四つに大きく分類することができるが、このうち(a)はおもに(④)を見積るときに用いられる方法である。
- (3) 損害保険会社の責任準備金のうち洗替処理により積立を行っているのは、普通責任準備金、(⑤)および自動車損害賠償責任保険の義務積立金である。
- (4) 損益計算における当期発生保険金は、当期支払保険金に(⑥)を加算した金額で表されるが、これは(⑦)に係る当期発生保険金と当期中に把握した前期末支払備金に係る(⑧)とを合計した金額に一致する。
- (5) 「統一経理基準」で規定されたIBNR備金の要積立額のうち「要積立額a」は、次の算式で表される。
$$\frac{\text{前年度以前3年度のIBNR備金積立所要額}}{3} \times \text{直近3年度の(⑨)}$$
- (6) 米国において用いられる(⑩)は認容資産から負債を控除したものであり、損害保険会社の支払能力を評価する際の種々の指標の算出に用いられるものである。

2. 次の語句について簡潔に説明せよ。(20点)

- (1) 積立保険料等運用益
(2) 調整準備金
(3) 損害保険会社の貸倒引当金
(4) Incurred Loss Extrapolation Method
(5) 契約年度別損害率

3. 次のような積立火災保険の事業損益計算書が与えられたとき、下記①-⑧の諸数値を求めよ。(16点)

費用	金額	収益	金額
保険返戻金	25,100	保険料収入	242,300
解約返戻金	6,500	再保険収入	1,700
その他返戻金	400	再保険金	1,400
満期返戻金	54,300	再保険手数料	200
保険契約者配当金	2,700	再保険返戻金	100
再保険料	2,000	その他再保険収入	-
再保険金割戻	100	再保険金戻入	500
事業業費	15,000	積立保険料等運用益	34,400
損害調査費	1,100	その他事業収益	-
諸手数料及び集金費	7,300	代理業務手数料	-
一般管理費及び営業費	6,600	委託業務手数料	-
その他事業費用	-	為替換算益	-
為替換算損	-	その他の事業収益	-
自動車損害賠償責任保険	-	支払備金戻入額	5,400
運用益拠出金	-	責任準備金戻入額	714,400
その他の事業費用	-		
支払備金繰入額	6,000		
責任準備金繰入額	884,600		
計	996,700	計	998,700
事業利益	2,000	事業損失	

- ①正味収入保険料 ()
- ②正味支払保険金 ()
- ③正味事業費 ()
- ④営業収支残高 ()
- ⑤未經過保険料積増額 ()
- ⑥払戻積立金・契約者配当準備金積増額 ()
- ⑦ア・ブ・ベ・ス・ロ・レ・シオ ()
- ⑧コンバインド・レシオ ()

- (注) 1. 正味積立保険料は 131,200、異常危険準備金積増額は 700とする。
 2. 未經過保険料は初年度収支残高より大きいものとする。
 3. ア・ブ・ベ・ス・ロ・レ・シオ は、損害調査費を含めて算出すること。
 4. 諸比率は小数第2位を四捨五入して、第1位まで求めよ。

4. 異常危険準備金(地震保険および保証業務を除く。)の繰入れについて、責任準備金算出方法書、税法および統一経理基準の各々に規定されているところを述べよ。(14点)

5. 次の問のうち、いずれか1問を選択して答えよ。(40点)

(1) 損害保険会社の保険業法第86条準備金制度に関し、今日的見地からその意義・あり方について所見を述べよ。

(2) 損益構造の面から積立型保険と掛捨て型保険の特質について考察し、各々の損益管理においてアクチュアリーが果たすべき役割について所見を述べよ。

保 険 2 (損 害 保 険) 解 答 例

1. ① 募集費 ② 受再手数料 ③ 統計的見積法
④ 既報告未払損害額 ⑤ 払戻積立金 ⑥ 当期支払備金積増額
⑦ 当期発生事故 ⑧ 積立不足額 ⑨ 発生損害増加率
⑩ PHS
2. (1)損害保険会社の資産運用収益のうち、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金に繰り入れる金額、および自動車損害賠償責任保険、地震保険の滞留資金から発生する運用益を処理する事業損益計算上の勘定科目である。
- (2)自動車損害賠償責任保険の責任準備金の一つである。自動車損害賠償責任保険の純保険料部分については、契約引受後4年間は契約年度別の累計収支残を義務積立金として積み立て、5年度目の事業年度末における累計収支残を調整準備金に積み立て、将来の純率の変動の調整ファンドとして留保される。
- (3)貸付金等の貸倒れ損失の発生に備えて引き当てるものであり、統一経理基準において、法人税法第52条の貸倒引当金、債権償却特別勘定および特定海外債権引当勘定の3つを引き当てることとされている。
- (4)支払備金の統計的見積法の一つであり、発生保険金のラン・オフ三角形（ロスティベロップメント）に現れた一定の規則性に着目して、その規則性が将来においても不変であるものとして最終保険金を推定する方法である。
- (5)ある年度に引き受けた契約にかかる収入保険料総額に対する、当該契約にかかる総発生保険金（支払保険金及び支払備金）の割合で表される損害率である。収支が正しく対応しているが、全契約の保険期間が終了しないと計算することができない。
3. ① 48,000 ② 23,300 ③ 14,800 ④ 9,900
⑤ 6,600 ⑥ 162,900 ⑦ 60.4% ⑧ 88.9%

4. イ. 責任準備金算出方法書においては保険種類ごとに正味保険料の一定割合以上を繰入れることとされており、その割合は船舶・航空は3%、原子力は50%、その他は2%となっている。

なお、保険種類ごとに異常危険準備金残高の上限が定められている。この上限は正味保険料の一定割合で定められており、船舶・航空は160%、その他は100%となっているが原子力については上限は定められていない。

- ロ. 税法においては保険種類群ごとに無税繰入れができる上限の割合を定めており、その割合は船舶・航空グループは3%、原子力は50%、火災グループは2%であり、自動車・新種グループは無税繰入れが認められていない。
- ハ. 統一経理基準においては上記イ・ロの規定に従いつつ統一的な処理を行うことができるよう、責任準備金算出方法書に定める最低基準額または税法で認容される限度額のいずれか大なる額を積立てることとしている。さらに残高率が一定の残高率を下回る場合には所定額の150%まで繰入れできること、自動車・新種グループの繰入れに要する法人税等相当額については大蔵大臣の許可を得て積立てないことができることとしている。

5. (1) 解答の着眼点

< 5 - (1) >

86条準備金制度を理解し、次のような論点を踏まえた上で所見が述べられることを期待している。

(1) 86条準備金制度の意義

- ① 資産の健全性確保・担保力の充実
- ② 経営の健全性の確保
- ③ 経営成績の安定
- ④ 今日の意義

(2) 86条準備金制度の問題点

- ① 資産運用手段の制約・直利指向
- ② キャピタルゲインとインカムゲインの区分
- ③ 含み益の蓄積とその帰属、84条準備金との関係
- ④ 特別勘定
- ⑤ 生命保険会社及び諸外国との比較

(3) 86条準備金制度のあり方

< 5 - (2) >

掛捨て型保険と積立型保険の損益構造について次のような観点で考察し、これらを踏まえた上でアクチュアリーが果たすべき役割について述べられることを期待している。

(1) 損益構造

- ① 料率構成の差異
- ② 保険期間の長短による差異
- ③ 損益管理の指標・手法
- ④ 積立保険料部分の損益管理

(2) 役割

- ① 収支動向の的確な分析、問題点の把握と経営に対する提言
- ② 資産運用面における助言、資産運用計画への参画
- ③ 契約者配当に関する事項
- ④ 経営計画の策定あるいは参画

(2) 解答例

< 5 - (1) >

(1) 86条準備金制度の概要

- ① 財産の評価益および売却益が評価損および売却損の合計額を超えるときは、欠損の填補または財産の評価替もしくは売却により計上した損失が、これにより計上した利益を越えるときその差額の填補に充てるため、大蔵大臣の認可を得た場合を除き、その差額を準備金として積立てる。(業法第86条)
- ② 上記①の目的に充てる場合のほかは大蔵大臣の認可を得ないかぎり準備金を取り崩すことはできない。(業法第87条)
- ③ 統一経理基準において
 - ㉞ 不動産圧縮記帳に相当する額
 - ㉟ 社員(契約者)配当準備金に繰入れる額
 - ㊱ 86条準備金積立のために要する法人税相当額

については大蔵大臣の許可を得て不積立とすることができる旨、規定されている。

(2) 86条準備金の意義

このような制度の背景には、財産の評価替および売却による利益は臨時的なものであり、これを決算利益の財源とし、社外流出させるべきではなく、将来の財政状態の変動に備えて留保しておくべきであるという考え方があるものといえる。特に損害保険事業においては、収支の変動が大きくまた地震などによる巨大損害の発生も考えられることから86条準備金制度が厳格に運用されてきている。

このような86条準備金制度の存在が、資産の売却益により決算利益を確保するという安易な経営を防止し、資産の健全性確保・担保力の充実に促進し、また経営成績の安定にも寄与してきたものといえる。このような86条準備金意義・存在理由は今日においても保険リスクの巨大化・多様化、資産運用リスクの増大のなかでいささかも価値を減ずるものではないと考えられる。

(3) 86条準備金制度の問題点

損害保険会社の86条準備金制度に関し、次のような問題点が考えられる。

①直利指向

86条準備金制度の存在によりキャピタルゲインは決算利益の財源とはならないためインカムゲイン指向の偏った資産運用を生む要因となっている。また近年のような低金利・高株価の時代にあっては運用効率の低下の要因となった。

②キャピタルゲインのインカムゲイン化

近年における資産運用対象の多様化・高度化を通じてキャピタルゲインとインカムゲインの区分が不明確になりつつあり、86条準備金の実質不積立が徐々に進んでいると考えられるが、86条準備金の積立対象に関し考え方を整理する必要がある。

③特別勘定

特別勘定を設けた積立商品にあってはキャピタルゲインも契約者に還元することとされているが86条準備金はこのような特別勘定の存在を予定していないためかなり技術的な方法でこれに対応せざるを得ない状況となっており、特別勘定を念頭において考え方を整理する必要がある。

④含み益の蓄積とその帰属

86条準備金の存在によりキャピタルゲインの計上が抑制されがちになる中で、近年における株価高騰によってキャピタルゲインが含み益として蓄積され巨額に達している。一般の事業会社（株式会社）においてはこのような含み益は事業経営リスクの担保となるべきものであり、最終的には株主に帰属するものと考えられ、株価形成の一要因となっている。保険会社についても同様に考えられるが、保険事業の公共性、相互会社の存在、84条準備金の規定の存在などにより含み益の性格が若干不明確になっていることも事実であろう。

⑤生命保険会社及び諸外国との比較

わが国の生命保険会社も同じく保険業法86条が適用されれば同様の問題をかかえているといえよう。一方欧米諸国においては86条準備金のような制度はないため、わが国の保険会計制度が理解しづらいことの一因となっている。

(4)86条準備金のあり方

上記意義・問題点を踏まえてあり方について言及する。
たとえば86条準備金の果たしている役割を考慮して現行制度を維持すべきであるとか、あるいは簿価分離を行った特別勘定を設けこれに属するキャピタルゲインについては86条準備金の適用外とする、などという主張が考えられよう。

< 5 - (2) >

(1)損益構造面での掛捨て型保険と積立型保険の特質について

- ①掛捨て型保険の保険料は純保険料と付加保険料によって構成されている。一方、積立型保険については純保険料、積立保険料及び付加保険料から構成されており、このうち積立保険料が大きな割合を占めている。積立保険料はこれを運用し、満期時に満期返戻金・契約者配当金として契約者に還元するという預り金的性格を有し、危険の負担に係る損益要因とは異質のものであるといえる。したがって損益を評価する場合はこれに係る部分を区分して考える必要がある。

②掛捨て型保険は保険期間1年という短期の契約が主体となっているため、損益を評価する場合リターン・ベース指標によっても概ね妥当な評価が可能な場合が多い。ただし、自動車保険の対人賠償保険のように、事故発生から保険金支払完了まで長期間を要する保険にあつては、インカード・ベースの収支により評価を行うことが不可欠であり、その場合支払備金の妥当性をも考慮して評価することが重要である。

一方、積立型保険については保険期間が長期に亘ることからリターン・ベース指標は有効ではなく、収益とそれに係る費用を正しく対応させることが必要である。

③さらに掛捨て型保険の保険料は、保険種目毎の純率・付加率はほぼ一定であるため損害率・事業費率を指標とした損益管理が可能である。すなわち、実際の保険契約集団の損害率や事業費率を料率算定上の予定損害率や予定事業費率と比較することによって損益の水準を評価することができるわけである。一方、積立型保険の保険料は、保険種類、保険期間、払込方法等契約の内容によってその純率・付加率が異なるため、一定の保険契約集団について、基準となる損害率や事業費率の指標を求めることは困難である。

以上の点から積立型保険の損益を評価するためには、掛捨て型保険の場合とは違ってリターン・ベース指標はもちろんアーンド・ベース指標も十分ではなく、純保険料損益、付加保険料損益を実額で管理する、いわゆる利源別損益計算が必要であると考えられる。

④上記のほか、積立型保険の損益評価においては積立保険料の運用に関する損益すなわち利差損益に関する評価が必要である。

利差損益は、資産運用環境の変動、契約構成の変化等の影響を受けるため、これをコントロールしてゆくには困難な点も多いが、契約量の増大にともなつて会社経営に与える影響がますます大きくなっていくものと考えられる。

(2)損益管理におけるアクチュアリーの間たすべき役割について

①収支動向に関する的確な問題点の把握と経営に対する提言

各保険種目別の収支特性、支払備金の評価手法の確立、責任準備金の損益に与える影響、積立保険に関する数理上の十分な理解等損害保険に関する幅広い知識と総合判断能力が要請される。

②資産運用面における財務部門への参画

近年急増している積立資産について必要運用益の確保、あるいは一般利配収入の確保という観点で会社の資産運用に関与することであり、財務面での知識を必要とされる。現在積立商品には、予定利率の異なる契約が混在しており、予定利子積増額の評価は重要な役割である。

③契約者配当に関する事項

契約者配当に関し契約者利益、株主利益、会社の収益等を総合的に考慮して、適正な契約者配当を行うため関係部門への助言を必要とされる。

④経営計画の策定あるいは参画

商品特性、商品別収支、資産運用等幅広い知識を生かし、経営計画に参画すること。

以上4点をあげたが、近年の損害保険事業に対する社会的要請や金融の国際化、自由化の流れの中で、損害保険事業にとって合理的経営管理手法の確立ということが重要であり、損益管理面でアクチュアリーの果たすべき役割は、ますます多種多様になるとと思われる。